大洪水になるのである。

# 河内国若 洲浚絵図」について残る

池田治司

#### はじめに

一ヶ村に河内国若江郡御厨村が含まれていた。州瀬田川浚の中止を求める嘆願書を奉行所に提出している。この内の外瀬田川浚の中止を求める嘆願書を奉行所に提出している。この内の文政十年(一八二七)八月淀川通南水場摂河州百六拾五ヶ村は、江

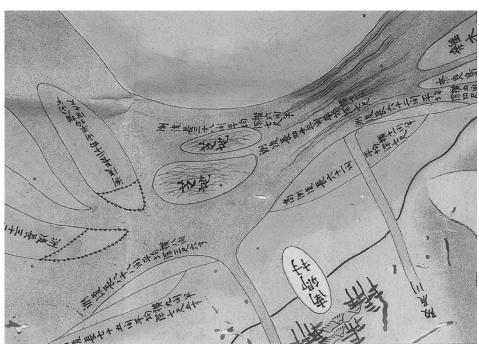
で、支流からの排水が逆流し水損が起き、本流の堤防が決壊すると、定川の土地の低い下流沿岸の諸村が、同じく琵琶湖を水源とする上流にあたる瀬田川に土砂が溜まり水が流れにくくなると、湖辺の諸上流にあたる瀬田川に土砂が溜まり水が流れにくくなると、湖辺の諸上流にあたる瀬田川に土砂が溜まり水が流れにくくなると、湖辺の諸上流にあたる瀬田川に土砂が溜まり水が流れにくくなると、湖辺の諸川続きであり、治水に関係するのは、瀬田川沿岸の諸村と摂展河両国が瀬田川の治水に関係するのは、瀬田川沿岸の諸村と摂

川普請承認の調印を迫ったが、結局摂河村々の抵抗に抗しきれず、こ田化することによって年貢増収を図ろうと、摂河村々に厳しい態度でこの年、幕府は瀬田川を浚えて湖辺の水位を下げ、出来た土地を新

瀬田川浚は計画倒れに終わったのである。

確認し、この絵図の意義を明らかにしたい。

御厨村には、この瀬田川浚中止の歎願に對する史料が散見される。
御厨村には、この瀬田川浚中止の歎願に関する史料が散見される。
を初時預した範囲では、当時の瀬田川浚の状況を記したこの類の絵図
が発展した範囲では、当時の瀬田川浚の状況を記したこの類の絵図
をがい。本稿では、この絵図をたよりに当時の瀬田川浚の状況を再は少ない。本稿では、この絵図をたよりに当時の瀬田川浚の状況を再は少ない。本稿では、この絵図をたよりに当時の瀬田川浚の状況を再はが表見される。



江州瀬田川洲浚絵図 写真1

### 瀬田川浚の概要

うに報告されている。 大正十四年発行の『琵琶湖治水沿革誌』に載る文政十一年(一八二八) 化年間(各一回)と頻繁に普請が実施されていると記されているが、 巻』には、寛文十年、天和三年、貞享元年~同四年、元禄十二年、 り少しずつ内容は違う。例えば、昭和三年三月発行の『滋賀縣史第三 九月廿一日付の「勢田川浚主意書」の中では、湖辺願惣代から次のよ 十四年、元文二年、天明五年、 の紛糾以前に行われた江戸期の瀬田川浚の記録については、文献によ 文政十年の瀬田川浚に関する幕府及び湖辺村々と淀川筋沿岸諸村と 同六年、寛政年間 (四回)、享和・文 同

勢田川浚之義ハ是迄四ヶ度アリ

元禄十二年

入用銀五百十二貫目 浚

半淡自普請

享保十九年

入用銀三百五十貫目

入用銀三百二十貫目

半淡自普請

元文三年

半淡自普請

天明三年

人用銀三百三十貫目

本稿では、これらを同書の本文に比して概要を記す。 しかし、これも同書の本文の記載とは必ずしも一致しない。そこで、

まず、『琵琶湖治水沿革誌』本文には、寛文十年(一六三三)に本瀬

管理のもとに推進されたものという認識のもとに、 三百七十二人を出している。 る工事と区別しているものと考えられる。 おいては「白濱川 までの二回にわたり工事が行われている。 浚と称して大工事が行われた記録があり、 湖辺村々から人夫十一万七千百三十一人を出している。 田 橋ノ上下滞沙ヲ浚へ白濱ノ瀬違ヒ赤川ノ出砂ヲ上ゲタル」エ 正月十一日から二月晦日までと八月十日から同二十 ノ砂浚ヲ為」す工事で、 おそらく湖辺願惣代は、この普請が幕府 前者においては その概要が記されている。 湖辺村々から人夫二万四千 後の自普請願によ 中 後者に 山川 砂 白

膳所・淀両城主に瀬田川筋の土砂留奉行が下命され、 後来年々ノ例トナリ出張ノ吏員モ格別實功ヲ奏スル迄ノ注意ナキ故ニ レバ此ニ土砂留ヲ施行シ後来土砂ノ流出沮滞ヲ豫防スル策ナカランカ 損所の修繕が慣例となったことが記されているのみである。 有名無実ニ帰セリ」とあり、 - 是ヨリ先キ淀川筋ハ大改修ヲナシ勢田川筋も本瀬浚ヲ為シタル後ナ 貞享年中の普請については、 詳細は記されておらず、 直前に淀川大改修と瀬田川本瀬浚が行 毎年見分の上、 ただ幕府より ただ、

賦で返納させた。 |事は黒津八島の浚渫 浚渫の実績を買い、 元禄十二年 の出砂も浚えた。 (一 六九九) 工費は 河村瑞賢に担当を命じている。 ・合併であるが、 の普請は、 時幕府が取り替え、 これも本瀬浚であり、 その他上流勢田橋上までの諸 湖辺村々に三ヶ年 この時の主たる 幕府は淀

たことが窺える。

る。

れ る<sub>?</sub> 旨ヲ以テ願書ヲ却下セラル」とあり、 行ったが、「土井丹後守ヨリ沿湖水害地村々ノ連印ナクテハ難及沙汰 の本文には、 さらに、 享保十九年(一七三四) 半瀬浚自普請の歎願の事実を記すのみで、 の普請は、『琵琶湖治 実際には行われていないと思 翌年も 水沿革誌 歎願を

からは、 川底堆積の土砂の浚渫で、 忙につき、 憂慮して召喚・見分に至るなど様々な紆余曲折があった。 丹後守より土砂浚を許可され、三月より工事を始めた。しかしこの時 数三千八百三十六艘、 に集まらず、 村々の中でも水難のない村では人足を出すのを渋り、 膳所領分栗太郡のうち八ヶ村が瀬田川自普請に不承知で、 七三七) 次に、 旦中止になる。そして七月三日に再開され、 普請場所は瀬田川筋支流別所川先の下流土砂、 結局湖辺七十二ヶ村にて普請に取りかかった。 幕府見分役人による瀬田川筋巡見のうえ、二月二十三日土井 軍事的要所たる鹿飛・供御瀬の岩石を取り除くという風聞 元文年間の普請は、 残り十八日分の作業を農事の余暇に行うことを願い出てい 水高もあって工事は三月十六日に始まり、 入用銀八十八貫七百三十六匁六分であっ 両度の普請に人足三万四千三百五十人、 享保年間 よりの請願を受け元文二年 八月晦日に至り農事多 太郎川八島の寄洲、 また、 人手が思うよう 四月十二日 さらに請願 組入を拒否 京都東役所 船

三八 前記の文政十一年の の半浚自普請普請の内容は 明確にはわからない。 「勢田川浚主意書」に載る翌年元文三年 『琵琶湖治水沿革誌』本文に記述 <u></u> 七

にも拘わらず、以下の二十二ヶ村が経費の支出を厭う不承知申立によ ぜられている。入用銀の合計は、一貫九百二匁四分四厘余であった。 ろん、堂上方門跡方並びに地下役人御朱印寺社領除地役高へ割賦が命 前回同様、翌年公儀負担分十分の一を除いた入用銀を御領私領はもち く宝暦八年(一七五八)にも土砂留普請を国役普請にて実施しており、 助を含めて三貫九百八十九匁三分三厘三毛となっている。また、同じ 普請を国役普請扱いで実施されているようで、 いうことを口実にしていた。)除外となり、 辺村々のとりまとめに尽力した。この時の自普請は、太郎兵衛の尽力 後、代々高嶋郡深溝村庄屋太郎兵衛が瀬田川自普請願惣代として、湖 て天明二年(一七八二)に願い出る。 そして、次に天明五年(一七八五)の普請となるわけだが、これ以 これ以後、 (表向きには、 詳細は不明であるが、 「勢田川浚ヲ為セハ龍宮ノ崇ニテ猶更大雨洪水アリ」と 延享元年(一七四四)にも土砂留 結局百七十七ヶ村の組合に 入用銀は公儀よりの補

中小路村・田中江村、神埼郡伊庭村村・西出村・十林寺村・西鍛冶屋村・牧村・大房村・西畑中村・西村・小田村・江頭村・安治村、蒲生郡小西村・東中小路村・東畑中野洲郡水保村・戸田村・幸津川村・五條村・野田村・野村・比留田

八四)川下村々からの疑義に応えるため、費用持ちで川下村々から一された。しかし、川下村々との対談は不調に終わり、天明四年(一七下村々へ対談の上、差し障りが無ければ改めて願い出るように仰せ渡さらに翌年三月、追願書を出して奉行所に催促するが却下され、川

二月二十六日奉行所より湖辺水場村々の内百七十七ヶ村惣代に対し、より下流の村々へも尋問の結果、支障がないことが確認され、同年十る。これを受けて同年五月京都御役所から川筋見分が行われ、瀬田橋両人の立会を希望するとまで譲歩して、奉行所に改めて伺書を提出す

普請許可の申渡があった。

万二千四百九十五人の人数を投じて実施されている。
た土砂浚普請であった。その翌年にも同様の工事を行っており、こ人夫は三万千四百八十五人、入用銀六貫六百匁を投じた湖内を中心と人夫は三万千四百八十五人、入用銀六貫六百匁を投じた湖内を中心とこうして天明五年二月二十一日より浚渫に着手することになった。

革誌』本文に詳細の記述がなく、実態は不明である。しかし、肝心の天明三年の半浚自普請については、『琵琶湖治水沿

追いながら、瀬田川浚の歴史を確認していきたい。 次節ではこれ以後、文政十年の紛糾を中心に、御厨村に残る史料を

### 三 御厨村に残る瀬田川浚の史料

解しにくいが、端的な例を挙げれば、享和二年(一八〇二)の大水害淀川から離れた位置にある御厨村がその水系にあることは、一見理

がある。

では島上郡二十七ヶ村、左岸では交野郡八ヶ村、茨田郡八十九ヶ村、十三ヶ所、千六百十一間余に上った。また、水難を被った村は、右岸この水害は未曾有の被害を淀川周辺の村々に及ぼし、決壊箇所は四

年文政九年

(一八二六)

の湖辺村々より

Ó

瀬田川浚願を受けた実地見

これは、

前

そして御厨村の属する若江郡が二十六ヶ村であり、 東成郡 -七ヶ村にわたる。 四十九ヶ村、 讃良郡十三ヶ村、 河内郡五ヶ村、 合計九郡・二百三 渋川郡十ヶ村、

翌七月二日夜から二尺程も床上浸水し、 村は同年七月朔日の茨田郡点野村・仁和寺村両所の堤切によ 詳細を示せば次のとおりである。 屋敷地年貢の免除願を提

取米四石三斗一升八合の免除を九月に谷町御役所へ願い出ている。 七歩を「御引方願」の対象地として、 較的被害が軽い屋敷地として免除願から除外し、 六斗九升二合を合わせて、 九合。これに新田屋敷分二反二畝十三歩、 していることが、この事実から明らかであろう。 六升七合が被害高として記されている。 若江郡御厨村は淀川の南水場として、 屋敷地二町二反一畝十七歩に石盛一石四斗として、 反別二町三反九畝十二歩、 石高十六石五斗八升のうちこの 治水に関する利害関係を共 内一町一反七畝二十五歩は比 石盛一石二斗として高二石 残り一町二反 高合計三十三石 高三十一石 畝十 一升 有

義を抱き、 十六年に発行された『大阪経大論集』二十九・三十号に載る木村武夫 の「淀川治水をめぐる領主と農民」、 さて、文政十年(一八二七) 論点としては、 『近世農村経済史の研究』第一 既にいくつかの研究成果がある。 その原因を湖辺新田開発による収益増の意図を幕府が持ち 前者が瀬田川浚の請印を迫る幕府の強硬な態度に疑 の瀬田川浚に対する反対運動につい 二章第一 例を挙げると、 昭和三十八年発行の小林茂氏 節 「瀬田川浚」などである。 昭和三十五・三 7

> 浚反対運動の中核を公家領が担うことに着目し、 続けていたことに結論づけるのに対し、 政治運動の一形態として位置づけている。 後者は淀川沿岸諸村 公家を盾にし 0 瀬 田 濵

成を短期間に淀川沿岸諸村側に促し、 ようなものが形作られたことは確かである。 ここから御厨村加藤家文書に残る史料をもとに、 ず れにせよ、 この運動が同 一利害に基づく大規模な治水連合の 幕府に対する明確な対抗意識 文政十年の瀬 田 Π 形

る<sub>(i)</sub> 御厨 新家村・長田村・川俣村・西堤村・荒本村・横枕村) て、 高槻御役所に召し出され同様の申し渡しがなされている。 おくように申し渡されたので、 普請浚の見分糺方のため、 庄組弐拾五ヶ村の各惣代 伎庄組六ヶ村、 大庭庄組拾六ヶ村惣代、 村・八ヶ庄組弐拾壱ヶ村、 浚反対運動を追ってみたい。 まず、 お召しの上あり、 これより先、 勢田川流末の宇治川・ ||村庄屋勘左衛門がこれを書き留めた同年七月付 六月二十三日付にて、 上庄組六ヶ村、 五月二十八日には淀川中流域の鳥飼組他村々惣代が 楠根川組九ヶ村 深野組四ヶ村、 (都合百六拾九ヶ村) 御勘定池永鉄之助に普請役三人が付き添 五ヶ庄組拾六ヶ村、 淀川まで廻村されることについて予め 各々写し置くようにとの沙汰が御番 渚村組壱ヶ村、 本庄高井田組弐拾ヶ村・ (御厨村·菱屋中新 九ヶ庄組拾壱ヶ 宛に、 門真庄組六ヶ村惣代、 楠根川組九ヶ村、 惣代の河州若江郡 の記録が残って 江州勢田川筋 六郷組: 村惣代、 田 拾六ヶ 友呂

百石余の見積が提出されている。「極内分之沙汰」があり、湖辺村々から八千百八十五町歩・四万九千分であった。また、この普請による新田の開発については、幕府より

この時点で、 津屋村・新庄家村が連合した「唐崎組」西成郡の「中島組」という淀 る「広瀬組」、 これ以外に檜尾川以北の五領組村々と広瀬村・桜井村・高浜村からな 場摂河州百六拾五ヶ村」となっている。つまり淀川左岸の諸村である。 所宛の出訴にいたる。御厨村に残る訴状の差出人は「淀川通川附南水 で紹介した八月一八日の「江州勢田川浚差障ニ付歎御願」という奉行 に迫るものであったことから、 が単なる川筋見分ではなく、瀬田川浚を承認する旨の請印を沿岸村々 と難渋するというもので、 なる「大塚組」、三箇牧組・五位庄組と島下郡の鳥飼組・別府村・一 右岸の四連合があり、 ①上流宇治川・桂川・加茂川・木津川からの土砂の流下が夥しく、 内容は、 廻村は六月から近江国の村々を手はじめに開始されたが、この廻村 洪水の引き落ちが悪い。その上享和二年・文化四年の洪水では国 寄洲がたくさん出来ていて、 多発したこと。 役堤が切れ、 淀川通摂河第 淀川沿岸の出訴村々は合計二百九十六ヶ村に上る。 番田組を中心とする島上郡の村々と島下郡目垣村から 家居流出や溺死人・飢死人が出るなどし、 同様の計五通の訴状がそれぞれ提出された。 一の地低水場であり、 その根拠が以下の通り列挙されている。 反対運動はさらに拍車がかかり、冒頭 また新田開発が進み海口が狭まり、 瀬田川浚が許可される 潰百姓が

出来、新田開発により河口が狭まっていることと相俟って、洪合、水流が一本となって淀川へ流出するため、寄洲がたくさん②淀川筋は桂川・加茂川・木津川の三大河川が淀にて宇治川に落

に支障をきたす程の地低の村々であること。る差し障りについて歎願したが、こういったことでも悪水落ち③一昨年(文政八年)中津川三ッ頭水分杭御修理の節、悪水落によ

水時には淀川堤切れは目に見えている。

難を五回は逃れ、 災とは理解できず、 たところ、「今般浚方御目論見之儀者常水ニおゐて流末之差支ニ者決 となった。翌二十日見分出役より豊後町旅宿へ召し出しがあり直訴 人為的責任を追及している。 致し方なしとする幕府に対し、水場村々としては洪水の被害が全て天 心配仕罷有候義ニ御座候」と反論している。 仕譬者拾ヶ度之水難茂五ヶ度者相遁御田地大切ニ相続仕度日夜夫而巳 与不奉存其故者常々人力之可及丈者堤丈夫二手当仕井路浚等茂無懈怠 心配仕候義ニ付風雨出水堤切等之儀茂天災与乍申愚昧之百姓悉ク天災 強引な対応に摂河惣代は恐れ入り、「惣百姓共出水之節者寝食茂打忘 而不相成勿論洪水之義者天災故致方無之趣」との答えであった。 上、見分中の江戸表出役御勘定方との直接折衝が指示され、下げ渡 しかし、この訴状は奉行所にて留め置かれ、九月十九日召し出 田地を大切に相続することのみを心配していると、 例えば井路浚などを怠らず日頃の努力で十 つまり、 洪水を天災ゆえ ·回の水 じの

九月二十二日付で、摂河惣代は以上のような願を書面で上申するが

ここでは淀川

・神崎川・

中津川一円を一緒に浚普請してもら

えれば、

川下村々においても差し支えないであろうとまで譲歩した語

日の歎願以降の経緯を書き綴った届け書を提出している。目の歎願以降の経緯を書き綴った届け書を提出している。に入り、この歎願は留置の上、支配の奉行所申し出るよう達せられ、しかし、この歎願は留置の上、支配の奉行所申し出るよう達せられ、しかし、この歎願は留置の上、支配の奉行所申し出るよう達せられ、の過程が開始に入事を担合し、明後二十四日迄の日延べ願を申し出聞き入れられず、請印を拒否し、明後二十四日迄の日延べ願を申し出聞き入れられず、請印を拒否し、明後二十四日迄の日延べ願を申し出

結局この年の瀬田川浚自普請願も不首尾に終わった。 により続いた。そしてこの反対運動は、十月の日延べ嘆願には、淀川 での経過しか辿れないが、以後奉行所は十一月十二日、村々の願い を集約した一札を作成し、これに請印をさせた上で吟味を打ち切り、 を集約した一札を作成し、これに請印をさせた上で吟味を打ち切り、

それは以下のとおりである。 提出された嘆願書の中では、若干それまでとは違った動きが窺える。 ただ、十月十日の淀川通東水場摂河州村々惣代の連印で御奉行宛に

統

的な川浚に対する反対ではないことが窺える。

下候ハ、流末ニおゐて差支有之間敷哉与奉存候筋故上者勢田川筋ゟ淀川神崎川中津川大三河共一円之御浚被為成是悲勢田川浚被為仰付候義ニ御座候ハ、湖ゟ大坂川口迄同流之川

御厨村加藤家文書の「諸事願書控帳」にも今出川殿領分河州茨田郡門述の小林茂氏の『近世農村経済史の研究』を参照いただきたい。ただ、ここでは、公家領の抵抗運動の内容については割愛した。詳細は先淀川全域にわたって実施された「御救大浚」の契機を思わせる。調である。こういった主張は、天保二年(一八三一)大坂川口までの

を願い出ている。 願書など若干の記録が載り、その中で以下のような文言で請調印御断真之庄之内壱番上村への廻村御糺に対する同家よりの勢田川浚御断の

百姓共請書調印之義者当家ゟ御断被申立候尤百姓共江も堅

御断

可

「川上而已浚方之義」と限定して反対の趣旨を唱える点、水系一体の公家の主体的な対立姿勢がよく理解できる文章であるが、ここでも知う前段之通川上而已浚方之義者不得止事御断被申立候を破政度候何年立候様被申付置候二付全百姓共我意を以御断申立候筋二者決而

## 「江州瀬田川洲浚絵図」の内容と検討

四

容を備えていた。そして、その全般的経緯については、御厨村の史料 た政治性など、過去の反対運動に比して、色々な面で注目に値する内動の過程で公家領は領主を盾にし、公武対立の図式で対抗しようとしさや、それに抗して請調印を迫る幕府側の態度の強硬さ、さらには運 先にも述べたとおり、文政十年の瀬田川浚反対運動は、規模の大き

残され、それを基礎とした研究成果が発表されている。 を引き合いに出すまでもなく、同内容の史料が他の淀川水系の村々に

めぐる領主と農民」にしても、小林茂氏の『近世農村経済史の研究』 しかし、不思議なことに、既に引用した木村武夫氏の「淀川治水を

にしても、さらには、昭和の研究成果の基礎資料となっている『琵琶

記載がない。この点で、「江州瀬田川洲浚絵図」は数少ない史料であ 湖治水沿革誌』においてさえ、この時の普請目論見の詳細については

とから、同絵図も同時期の成立と考えられる。 あり、この内容が同絵図に記された洲浚箇所の詳細にほぼ一致するこ 「文政十亥年十月写之」と記した「勢田川筋置洲出洲堀浚員数控」が 同絵図の成立年代については記載はないが、同じく御厨村の史料に 「勢田川筋置洲出洲堀

浚員数控」の内容は以下のとおりである。

字大江川先

○洲浚 長百四拾間

横六拾間

此坪数七千五百六拾坪 深サ五尺四寸

凭

字龍奥下

○洲浚 長弐百三拾四間

横弐拾間

深サ弐尺

此坪数千五百五拾八坪 四分四厘

三

字

○洲浚 長四拾三間

横拾間

此坪数二百八拾六坪 深サ四尺

三歩八厘

四字三田川先

横六間

○洲浚

長百弐拾九間

深サ三尺

五字別所川 此坪数三百八拾七坪

横拾間

○洲浚

長百六拾間

深サ三尺六寸

此坪数九百六拾坪

六字

○洲浚 横拾間 長百七拾四間

七字奈良川 此坪数五百拾八坪

深サ四尺弐寸

○洲浚 長百五拾間 横壱間

此坪数百弐拾九坪九歩 深サ五尺

八字

深四尺五寸 横拾壱間

此坪数八百弐拾五坪

○洲浚 長九拾間

横八間

深サ四尺弐寸

此坪五百四坪

十字池谷川落口

○洲浚 長五拾間 横弐拾間

○洲浚 長百間

十三赤井川上 此坪数六百九拾六坪

○洲浚 長五拾間

深サ三尺六寸

横八間

此坪数二百四拾坪

○洲浚 長七拾七間 横拾間

十四字赤川下

此坪数五百三拾九坪 深サ四尺弐寸 十一字稲津川地先 此坪数七百五拾坪

深サ四尺五寸

○洲浚 長八拾六間

横拾間

此坪数六百弐坪 深サ四尺弐寸

十二字大日下

○洲浚 長八拾七間

横弐拾間

深サ弐尺四寸

○洲浚 長百間

○洲浚 長百間

十六字八嶋之内此坪数弐千坪

深サ三尺

○洲浚 長弐拾四間半

八歩壱厘九毛 此坪数弐百四拾弐坪

深サ七尺

○洲浚 長三拾弐間十七字八嶋之内

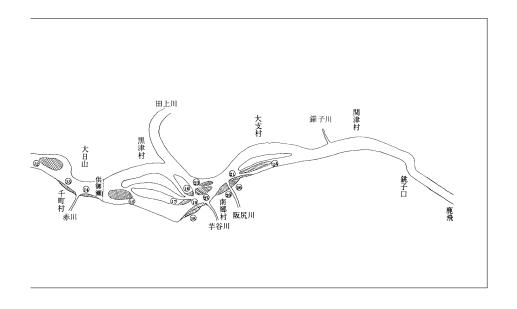
此坪数百八拾四坪

深サ三尺

○洲浚 長七拾五間

此坪数八百九拾坪 横九間半

六歩弐厘五毛



此坪数八百弐坪

弐歩八毛

○洲浚

深サ四尺五寸

廿二字芝地 此坪数弐百三拾弐坪半

○洲浚 長四拾三間 横六間 深サ七尺

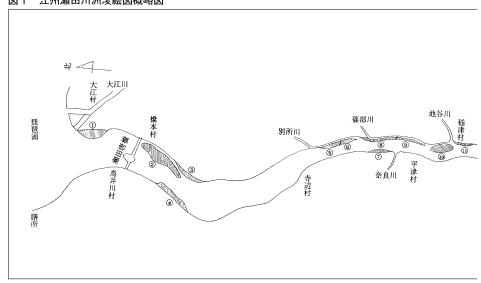
長六拾弐間 横五間

○洲浚 長六拾壱間 弐拾字高洲 横拾壱間

此坪数七百八拾弐坪 深サ七尺

三歩八厘六毛

江州瀬田川洲浚絵図概略図



此坪数四百弐拾六坪弐歩 横八間

深サ三尺六寸

○洲浚 十九字

長八拾八間

廿三字芝地

長三拾八間

此坪数三百坪

深サ五尺

横九間半

七歩壱厘三毛

廿四字

○洲浚 横弐拾間 長百拾間

深サ三尺

此坪数千百坪

右惣坪数

○合弐万弐千五百拾七坪 壱歩七厘壱毛

浚員数控」該当番号を付して洲浚箇所を対照できるようにしたのが、 そして、「江州瀬田川洲浚絵図」 の概略図に「勢田川筋置洲出洲堀

図1である。

瀬田川筋浚箇所の内容がそのまま記されているが、部分的に若干の 同絵図には「勢田川筋置洲出洲堀浚員数控」に記された二十四ヶ所

②「十六字八嶋之内」の洲浚の長さが、絵図では「二十四間」となっ ①「弐」の字名が、絵図では「龍王下」となっていること。 異同がある。それは次の七ヶ所である。

ていること。

いること。

③「十七字八嶋之内」の洲浚の深さが、絵図では「七尺」となって

④「十八」の字名が、絵図では「高洲」となっていること。

⑤「廿二字芝地」の洲浚の横が、絵図では「十一間」となっている

⑥「廿三字芝地」の洲浚の長さが、絵図では「六間半」となってい

ること。

字で、「高洲」が正しいと考えられる。 計は約二万二千坪余に上る。天保二年の大浚時の勢田川筋自普請坪数 このうち「十八」の字名は「勢田川筋置洲出洲堀浚員数控」の方の誤 合計が一万一千坪余であったことを考えるとその約二倍にあたり、か ⑦同じ箇所の深さが絵図では「七尺」となっていること。 前記二十四ヶ所の洲浚坪数合

なり大規模な普請見積と言える。

川中津川大三河共一円之御浚」の希望を暗示する内容となっているこ ることや、十月十日の淀川通東水場摂河州村々の嘆願書が「淀川神崎 協案として神崎川立替願が大坂川浚請負人葭屋庄七から出願されてい 経費が見込まれている。一方、文政十年の幕府の請印強要に対する妥 弐里之見積り」が記され、「合九拾弐万三千九百拾八両三歩三匁」の 見積り」、「中津川筋海口迄凡弐里之見積り」及び「神崎川建替海口迄 けて、「淀川通大浚大略」として「淀川筋伏見る大坂海口迄凡拾壱里 「勢田川筋置洲出洲堀浚員数控」には、 瀬田川筋浚箇所の内容に続

容が符合している。この内容が文政十年十月のものとすれば、 とからしても、その根拠として「勢田川筋置洲出洲堀浚員数控」の内 絵図も

1時期のものであり興味深い。

- 文政十年八月付「江州勢田川浚差障ニ付歎御願写」(加藤家文書)。
- (2)『滋賀縣史第三巻』滋賀縣、昭和三年、六九四―六九五頁。 一三八頁。
- $\widehat{4}$ (3)『琵琶湖治水沿革誌』琵琶湖治水會、大正一四年、 前掲『琵琶湖治水沿革誌』、五八—五九頁。
- 6 5 前掲 『琵琶湖治水沿革誌』、六六頁。
- 前掲『琵琶湖治水沿革誌』、六六—六七頁。
- 7 前掲 『琵琶湖治水沿革誌』、七一―七二頁。
- 9 8 『琵琶湖治水沿革誌』、七二―七六頁。
- 『琵琶湖治水沿革誌』、七六―七八頁。
- 10 前掲『琵琶湖治水沿革誌』、八一―九四頁。
- 12 11 享和二年九月付「水難二付定取屋敷御願小前帳」(加藤家文書) 『神安利水史‧本文編』神安土地改良区、昭和五五年、二七三—二七四頁。
- (1))文政十年十一月五日付「江州勢田川浚え歎願ニ付諸入用勘定帳」(加藤家 文書)に載る楠根川組九ヶ村の村名を参照した。
- 「諸事願書控帳」(加藤家文書)。
- 15 『高槻市史第2巻本編Ⅱ』高槻市史編さん委員会、昭和五九年、三○六頁
- 16 前掲『神安利水史・本文編』、二五七頁。
- 17 前掲「諸事願書控帳」(加藤家文書)。
- 18 前掲「諸事願書控帳」(加藤家文書)。
- 19 前掲「諸事願書控帳」(加藤家文書)。
- 十九ヶ村の合計三百九ヶ村と記されている。 十三ヶ村、廣瀬組九ヶ村、大塚組二十二ヶ村、 例えば前掲『高槻市史第2巻本編Ⅱ』三○八頁には、淀川通南水場百七 唐崎組十六ヶ村、
- 前掲『神安利水史・本文編』、二五七頁。
- 『琵琶湖治水沿革誌』、一六三—一六九頁。